

平成 27 年 12 月 4 日

養父市議会議長 勝 地 恒 久 様

議会改革調査特別委員会  
委員長 水 野 雅 広

### 議会改革調査特別委員会中間報告書

当委員会において調査したことを、次のとおり中間報告する。

#### 記

- 1 調査年月日 平成 27 年 9 月 24 日（木）、10 月 7 日（水）、10 月 19 日（月）、  
11 月 2 日（月）、11 月 20 日（金）
- 2 調査事項 議会改革について
- 3 調査内容

9 月定例会において当委員会の中間報告を行った以降、議会基本条例の検証と合わせて、議会改革チェックシートをもとに調査を行った。

今定例会から議会基本条例第 7 条第 3 項及び第 11 条第 2 項について、その取り扱いを変更することとする。

議会基本条例第 7 条第 3 項については、議員の質問に対して当局が質問の趣旨を明確にするため問いただすことができると規定している。本来の反問権は、質問者に対して逆質問できるということではあるが、議員間で反問権に対する共通認識が十分になされていない。今回は条文整理は行わないが、本会議で、当局が質問議員に対して問いただすことを明確に議長に伝えた場合、それに対する質問議員の発言は制限時間に含めないこととした。

また、条例第 11 条第 2 項については、委員会において自由討議を行うことを規定しているが、これまでその例が少ない。そのため、委員が議案に対する論点を明確にし、課題等についても十分な議論を進めることができるよう、要綱を定めた。

委員会での質疑終了後、討論までの間に自由討議を行っていたが、今定例会から、委員または委員長の発議により、質疑終了までに自由討議ができるようになり、活発な委員間議論が行われることとなる。

今後、チェックシートの最終調整はもとより、次期改選後の定数と議員報酬については、議会基本条例に基づいて議会内で議論し、また、市民意見を聞くため、市内各団体等から参考人招致などを実施して、平成 28 年 6 月定例会までには調査内容をまとめ、報告していきたい。